

「産業用ロボットの教示等の業務」及び 「産業用ロボットの検査等の業務」に係る特別教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

このたび、当協会では、労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく標記の特別教育（学科教育のみ）を、下記の要領により開催することといたしました。

この特別教育は、『産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育（安全衛生規則第36条第31号）』と『産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育（安全衛生規則第36条第32号）』に定める講習を実施します。

『教示』のみを受講される方は第一日目が受講日となりますので、併せてご案内いたします。

なお、定員制をとっておりますので、受講ご希望の皆さまは、お早めにお申し込みくださるようご案内いたします。

また、この学科教育と併せて事業場における実技教育を修了しなさんと、特別教育の全課程を修了したものとは認められません。

特別教育の修了証は実技教育終了の確認がなされた後、特別教育修了証を交付いたします。

記

- 日 時 ①教示及び検査受講者 令和4年9月8日（木）・9日（金）
②教示のみ受講者（1日目のみ） 令和4年9月8日（木）
受付開始 8時45分 講習時間 9時～午後5時
- 会 場 栃木商工会議所（栃木市片柳町2-1-46）
- 受 講 料 ①教示及び検査受講者
会員事業場 15,180円（非会員事業場 16,280円）（税込み）
内訳 講習代 13,200円 ・ テキスト代 1,980円
②教示のみ受講者
会員事業場 10,780円（非会員事業場 11,880円）
内訳 講習代 8,800円 ・ テキスト代 1,980円
* 当協会の会員以外の方には、会員外手数料¥1,100が加算されます。
* 受講料は、講習終了後請求書をお渡しますので、お振込をお願いします。
* 体調不良等によるキャンセルは講習日当日までお受けいたします。
- 申込締切 令和4年9月1日（木）
定 員 40名（定員になり次第締切りいたします。）
- 申 込 先 一般社団法人栃木労働基準協会
〒328-0075 栃木市沼和田町20-25 Tel0282-24-7758 ・ Fax0282-25-3268
Email : tochikikyo@tochikikyo.or.jp
* FAX 又は Email 等でお申込みいただければ、受講票を送付いたします。
- そ の 他 ①修了証用の写真を当日撮影致します。
②車でお越しの際は、会館の道路を挟んだ北側駐車場をご利用下さい。
③受付開始時間前の会場への入場はご遠慮ください。
④昼食は各自ご準備下さい。（外出可）
⑤当日はご自宅で体温計測し37.5°以上の方は受講をご遠慮下さい。
⑥マスクを必ず着用してください。
⑦県外の事業場の受講はお断りいたします。
⑧コロナウイルスの状況により講習会が中止となる場合があります。

【実技教育実施についての注意事項】

それぞれ各事業場において、次の各号に掲げる科目について記載時間以上の実技教育を行わなければならないこととなっています。

	実技科目	教示等	検査等
①	産業用ロボットの操作の方法	1 時間	
②	産業用ロボットの教示等の作業の方法	2 時間	×
③	産業用ロボットの検査等の作業の方法	×	3 時間

なお、①操作の方法は「教示及び検査」を受講する方は併せて1時間の実技教育となります。

学科講習修了後に、「実技教育実施記録簿」をお渡ししますので、事業場での実技教育修了後、当協会にご提出ください。確認後、修了証を発行致します。

なお、実技教育の実施者には既にこの特別教育を修了し業務に従事している者、特別教育インストラクター（中災防資格）若しくは、産業用ロボットメーカー等の技術者等が該当します。

産業用ロボットの教示・検査等の業務係る特別教育受講申込書
(令和4年9月8・9日)

希望講習に○を付けてください。		1. 教示・検査	2. 教示のみ
事業場名			
所在地	〒(-) Tel - - Fax - -		
担当者職氏名			
受付No. (記入不要)	氏 名	生年月日 (西暦)	
備 考			

上記のとおり受講を申し込みます

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。

※ 請求書は講習終了後お渡しいたします。なお、当日、現金でのお支払いはご遠慮ください。

※ 申込書記載の個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX : 0282-25-3268

Eメール : tochikikyo@tochikikyo.or.jp